

【参考資料】 令和7年度 福島県省エネルギー住宅改修補助事業 国事業との比較

県では、既存戸建住宅の省エネルギー性能を向上させる取組を支援しています。

補助対象は、令和7年4月1日以降に契約し、交付決定の日以降かつ令和8年3月31日までに完了するものです。

※下記に該当するものは補助対象外になります。

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断等により地震に対する安全性が確認されていないもの。
（ただし、省エネ改修の完了までに耐震改修を行うことにより地震に対する安全性が確保されるものを除きます）
- ・現にZEH水準を満たしているもの。現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあっては、ZEH水準を満たすよう改修を行うものに限ります。

		福島県省エネルギー住宅改修補助事業	（参考）国		
			子育てグリーン住宅支援事業	先進的窓リノベ2025事業	給湯省エネ2025事業
省エネ改修	ZEH水準 （断熱等性能等級5以上）	〈全体改修※2・部分改修※3とも〉 【対象経費】 省エネ改修に要する費用 ・開口部及び躯体等の断熱化に係る費用※4 ・設備の高効率化に係る費用※5 【最大補助額】 [] 内は地域2,3の場合※1 1,025,000円 [1,200,000円] 【補助率】 23/100（「省エネ改修に係る工事費」又は「モデル工事費の合計」いずれか低い額に対し） 【加算額】 最大200,000円 以下の室の部分（外気に面する部分に限る）の断熱改修を行う場合 ①居間、台所及び食堂（改修部分：全ての窓、天井・壁・床のいずれか1つ以上、無断熱の天井） ②脱衣所（改修部分：全ての窓、無断熱の天井） ③上記以外で改修する室（改修部分：全ての窓、無断熱の天井）	【対象】 ・18歳未満の子供がいる世帯 ・夫婦どちらかが39歳以下の若者夫婦世帯 ①開口部断熱 ②躯体断熱 ③エコ設備 【最大補助額】 上記①～③全て実施 60万円/戸 2つを実施 40万円/戸	熱還流率（Uw値）1.9以下等建材トップランナー制度 2030年目標水準地を超えるもの等一定水準を満たすもの	【最大補助額】 ・エコキュート 6万円/台 ・ハイブリッド給湯器 8万円/台 ・エネファーム 16万円/台
	省エネ基準 （断熱等性能等級4）	〈全体改修※2・部分改修※3とも〉 【対象経費】 省エネ改修に要する費用 ・開口部及び躯体等の断熱化に係る費用※4 ・設備の高効率化に係る費用※5 【最大補助額】 [] 内は地域2,3の場合※1 766,000円 [950,000円] 【補助率】 23/100（「省エネ改修に係る工事費」又は「モデル工事費の合計」いずれか低い額に対し） 【加算額】 最大200,000円 以下の室の部分（外気に面する部分に限る）の断熱改修を行う場合 ①居間、台所及び食堂（改修部分：全ての窓、天井・壁・床のいずれか1つ以上、無断熱の天井） ②脱衣所（改修部分：全ての窓、無断熱の天井） ③上記以外で改修する室（改修部分：全ての窓、無断熱の天井）	対象外	国事業の詳細は、国HPなどで御確認ください。	
	省エネ診断・調査	【対象経費】 ・診断に係る費用 ・診断に必要となる調査費用 ・BELSの評価、認証に必要な費用 【最大補助額】 22,000円 【補助率】 2 / 3			
	その他要件	・省エネ改修においては、地震に対する安全性が確認されているもの（上記補助対象） ・窓口での申請（郵送可）	・耐震要件なし ・ネット申請（完了後） ・要事業者登録	・耐震要件なし ・ネット申請（完了後） ・要事業者登録	・耐震要件なし ・ネット申請（完了後） ・要事業者登録

- ※1 地域区分については、県建築指導課ホームページで御確認ください。
- ※2 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH基準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの（取得予定であるものを含む）
- ※3 複数（2箇所以上）の開口部の改修を含むもの
- ※4 窓ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換、外壁、屋根、天井、床の断熱改修
- ※5 太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓、コージェネレーション設備、蓄電池、LED照明への改修

問合せ先・申請窓口 一般財団法人ふくしま建築住宅センター

■県北事務所 福島市五月町4-25 TEL024-573-0121

■県中事務所 郡山市開成五丁目10-5 TEL024-995-5022

■いわき事務所 いわき市平字童子町4-18 TEL0246-35-1050

■会津事務所 会津若松市西年貢二丁目1-17 TEL0242-38-3611

県の連絡先 福島県建築指導課 民間建築担当 福島市杉妻町2-26 TEL024-521-7529